

(表)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

部課等名 経営総務部 資産経営課

番号 5

許認可等の内容		茅ヶ崎市コミュニティホールの使用の承認
根拠法令及び条項		茅ヶ崎市コミュニティホール条例第4条第2項
審査基準	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>1 茅ヶ崎市コミュニティホール条例第4条第2項第5号について、管理上支障があると認められるときは</p> <p>(1) 葬儀、告別式又は宗教上の式典その他これらに類する行事として使用しようとするとき</p> <p>(2) 楽器を使用する演奏会又はパーティで使用しようとするとき</p> <p>(3) 定員を超える使用のとき</p> <p>(4) 過去において施設管理上の指示に従わなかったなど、施設管理上の指示に従わないおそれがあると認められるとき</p> <p>(5) 申請書類の記載事項に虚偽が認められるとき</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成9年10月1日設定（平成15年10月1日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 10日（休日は含まない。）
	設定等年月日	平成9年10月1日設定（ 年 月 日最終変更）

(裏)

審 査 基 準	基 準	
------------------	-----	--